

2018年2月15日

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会再開の要望について

立憲民主党 ジェンダー平等推進本部

先の常会において成立した改正刑法の附則に盛り込まれた施行3年経過後の見直しに向け、法務大臣におかれては、以下の点を踏まえ、法制審議会に性犯罪の罰則の再度の見直しについて諮問し、刑事法（性犯罪関係）部会を再開して審議の上で得られた答申を踏まえ、改正案を国会に提出されるよう強く要望致します。

- 一、 部会委員の構成については、ジェンダーバランスを考慮するとともに、ジェンダー平等の歴史的・国際的視点を持って審議できる資質を有する者を選任すること。
- 二、 性暴力被害者、支援者等の意向・要望を適切に反映した答申とするため、性暴力被害者、支援者等からのヒアリングを十分に行うこと。
- 三、 先の常会において改正に至らなかった以下の事項の改正を実現するため、十分に検討を行うこと。その他、性暴力被害者の保護を図るため、刑事手続の見直しについても検討を行うこと。

- (1) 暴行・脅迫要件の見直し
- (2) 刑法における性犯罪に関する条文の位置を第22章から個人的法益に対する罪（第26章以下）へ移動
- (3) 性交同意年齢の引上げ
- (4) 公訴時効の撤廃
- (5) 配偶者間における強制性交等罪が成立することの明文化
- (6) 地位・関係性に乗じた性的行為の処罰範囲の拡大
- (7) 強制性交等罪における「性交等」の範囲の拡大

以上

西村智奈美 衆議院議員（推進本部長）
逢坂 誠二 衆議院議員（政務調査会長代理）
山花 郁夫 衆議院議員（副本部長）
大河原雅子 衆議院議員（事務局長）
尾辻かな子 衆議院議員（事務局次長）
池田 真紀 衆議院議員